

第六次新居浜市長期総合計画 策定方針

1 長期総合計画の位置付け

長期総合計画を構成する「基本構想」については、平成23年5月に地方自治法が改正され、策定義務が撤廃された。しかしながら、将来の本市の目指すべき姿を明確にし、計画的な市政運営を行っていくためには、総合的かつ長期的な指針が必要であるため、長期総合計画を策定し、これまでと同様、市の最上位の計画として位置付ける。

2 計画策定の背景

第五次長期総合計画は、平成23年度から始まり、目標は平成32年度（令和2年度）として策定された。しかしながら、人口減少、少子高齢化は一層進行しており、加えて、南海トラフ地震や豪雨災害などの自然災害に対する危機意識の高まり、社会インフラの老朽化、高度情報化社会の到来、市民ニーズの多様化など、社会情勢の変化は著しいものがある。

このような中、中間年の平成27年度に、「雇用の創出と定住促進」「子育て支援・少子化対策」「健康寿命の延伸」「防災・減災体制の強化」に重点を置いた計画の見直しを行い、後期計画を策定した。現在、この後期計画に則り、目指す都市像の実現に向けて、市民と共にまちづくりを進めているが、この成果の検証を行いながら、令和3年度からスタートする第六次長期総合計画の策定に取り組んでいかなければならない。

※本市長期総合計画の目指す都市像

第一次 「魅力ある田園工業都市をめざして」（昭和47年度～昭和56年度）

第二次 「魅力ある田園工業都市をめざして」（昭和56年度～平成2年度）

第三次 「潤いと活力にみちた産業・文化創造都市」（平成3年度～平成12年度）

第四次 「～共に創ろう～心と技と自然が調和した誇れる新居浜」（平成13年度～平成22年度）

第五次 「一あかがねのまち、笑顔輝く一産業・環境共生都市」

（平成23年度～平成32年度（令和2年度））

3 計画策定の基本方針

(1) 総合計画の構成（新居浜市長期総合計画に関する規程より）

市民の将来の幸福と福祉の増進を図り、もって本市の健全な発展を促進するために策定する市政の総合的な計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画からなる。

- ・基本構想 市政の基本的な重要事項について作成する計画
（目指す都市像・まちづくりの目標・施策の大綱）
- ・基本計画 基本構想に基づく、望ましい都市像を実現するための施策手段の大綱について作成する計画
- ・実施計画 基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施について作成する計画

(2) 計画の期間

- ・基本構想
令和3（2021）年度を初年度として目標年次を令和12（2030）年度とする10年間の計画とする。
- ・基本計画
令和3（2021）年度を初年度として目標年次を令和12（2030）年度とする10年間の計画とし、中間年で見直しを行う。

・実施計画

10年を単位とし、今回は、前期5年分の計画を策定する。

(3) 策定の視点

①市民との協働による計画づくり

情報の共有や対話を通じた共通の認識のもと、市民と行政が一体となって計画づくりを行う。策定の作業、内容については、随時ホームページ等で公開する。

②時代の潮流を反映した計画づくり

世界情勢や日本の動向等これからの社会経済情勢の変化を見極め、時代の潮流を的確に把握し、計画に反映させる。特に、2015年9月の国連サミットで2030年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」を意識した計画とする。

③財政状況に即した計画づくり

将来における財政状況を想定し、計画に盛り込むべき施策については、選択と集中を図るとともに、行政評価と連動させた実効性の高い計画とする。

④わかりやすい計画づくり

計画の進捗を判断する物差しとなる指標及び数値目標の導入を行い、計画の成果を検証することができるとともに、簡潔でわかりやすい内容や表現に努め、誰にでもわかりやすい計画とする。

⑤他の計画と整合性のある計画づくり

国・県の各種計画等、また、新居浜市総合戦略をはじめとする市の各個別計画との整合を図り、連動した計画とする。

(4) 策定作業期間

平成30年度～令和2年度の3か年で策定作業を行う。（令和2年12月議会で議決）

4 計画策定の作業概要

■意向調査

アンケート方式による調査

①市民意向調査

②郷土出身者意向調査

■高校生まちづくりワークショップ（仮称）

高校生自身が考える、新居浜市の将来像について話し合ってもらい、その意見を長期総合計画に反映させる。

■各種団体、企業アンケート調査

ボランティア団体等市内各種団体及び企業に対し、アンケート調査を実施する。アンケートの回答内容によっては、別途、必要に応じてヒアリング調査を実施する。

■市内若手社員又は経営者との懇談会

市内で働く若手社員、又は若手経営者との懇談会を開催し、その意見を長期総合計画に反映させる。

■新居浜市政策懇談会、新居浜市政策懇談会ワーキンググループ

市民の協働参画を実践するため、新居浜市政策懇談会及びワーキンググループを開催し、共に長期総合計画の策定に取り組む。

■小中学生、未来の新居浜絵画コンクール（仮称）

小中学生を対象とし、将来の新居浜市の姿を描いた絵画を募集する。

■長期総合計画審議会

条例設置。審議会は、計画について諮問を受け、答申する。

■総合計画策定委員会

規程設置。職員で構成し、第五次長期総合計画の成果と課題の整理、国・県・民間を含めた新たな動向把握、本市の将来展望の調査研究を行う。

政策懇談会ワーキンググループと連携を図りながら、総合計画原案（基本計画を含めた計画全体）の立案及び策定を行う。

■パブリックコメント

長期総合計画原案について、パブリックコメントを行う。

5 策定体制

■新居浜市長期総合計画審議会

(1) 役割・任務

- ・長期総合計画審議会条例に基づき設置。諮問機関
- ・長期総合計画の調査審議を行う
- ・パブリックコメント終了後、答申を行う

(2) 会議等

- ・委員30名以内。

■総合計画策定委員会〔庁内組織〕

(1) 役割・任務

- ・長期総合計画に関する規程に基づき設置
- ・長期総合計画の見直しのための現計画の成果及び課題の整理
- ・国、県及び民間を含めた新たな動向の把握
- ・新居浜市の将来展望の調査研究
- ・政策懇談会ワーキンググループ等の開催事務
- ・長期総合計画原案の立案及び策定
- ・政策懇談会と連携しながら最終案をまとめる
- ・実施計画原案の作成

6 年度別策定作業

<平成30年度>

■市民意向調査（実施済）

- 調査区域 新居浜市内全域
- 調査対象 新居浜市内在住の20歳以上の男女
- 標本数 1,500人
- 抽出方法 住民基本台帳による単純無作為抽出法
- 調査方法 郵送（配布・回収）による自記式アンケート
- 調査時期 平成31年1月

<令和元年度>

■郷土出身者意向調査（8月から9月実施）

- 対象 市外在住の新居浜市出身者
全国にはま倶楽部会員

520名程度

Hello! NEW新居浜アンバサダー（市外在住者） 40名程度

○調査方法 郵送

■高校生まちづくりワークショップ（仮称）（8月または9月実施）

○対象 市内高校生及び高専生

■各種団体、企業アンケート調査（8月から9月実施）

○対象 市内各種団体及び企業（各種団体360団体程度 企業150社程度）

○調査方法 郵送

■若手社員又は経営者との懇談会（8月または9月実施）

○対象 市内企業の若手社員又は若手経営者

■新居浜市政策懇談会、新居浜市政策懇談会ワーキンググループ

○政策懇談会 40名

○ワーキンググループ 7つの部会でそれぞれ10名程度

■小中学生、未来の新居浜絵画コンクール（仮称）（11月から1月募集）

<令和2年度>

■最終案のパブリックコメント実施（8月）

■総合計画（基本構想案）上程・議決（12月議会）

■長期総合計画本編及びダイジェスト版の印刷製本・発送

<令和3年度>

■広報（市政だより・ホームページ 外）